

愛知県専門コース別研修事業【意思決定支援コース】

相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に求められる

開催趣旨

意思決定支援の取組み

平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、「意思決定支援」という言葉はずいぶん浸透してきたように思います。しかしながら実際の障害福祉の現場で「意思決定支援」の具体的な実践は、思うように進んでいないのが現状ではないでしょうか。

どんな「障害」があっても、その人らしく、自分の生き方を自分で決定する権利は、決して奪われることがあってはならない権利です。愛知県では「わたしたちのことを、わたしたち抜きで決めないで」の実践をより強固にしていくため、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が参加する研修を合同で開催しております。

今年度も昨年度に引き続き、神奈川県意思決定支援専門アドバイザーとして津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の実践に取り組んでこられた淑徳大学鈴木敏彦先生をお招きし、神奈川県での具体的な実践を学びつつ、日常生活場面における具体的な取組みや多職種が連携して「意思決定支援」を進めていくための研修を行いたいと思います。相談支援専門員、サビ管、児発管にかかわらず積極的にご参加下さい。

◆主催 特定非営利活動法人愛知県相談支援専門員協会（ASK）【愛知県委託事業】

◆日時 令和5年11月11日（土）受付開始：午前9時30分

開会：午前10時（終了予定：午後4時30分）

◆場所 アイプラザ一宮 小ホール

〒491-0832 一宮市若竹3丁目1番12号 JR尾張一宮駅・名鉄一宮駅から車で約15分

<https://www.aiplaza-ichinomiya.jp/access/index.html>

※駐車場100台程度のため満車が想定されます。なるべく乗り合わせ、公共交通機関をご利用ください。

◆講師



淑徳大学副学長・教授・地域共生センター長 鈴木敏彦氏

【講師紹介】社会福祉士／神奈川県意思決定支援専門アドバイザー／神奈川県障害者自立支援協議会会長／世田谷区自立支援協議会会長／日本相談支援専門員協会監事／社会福祉士・精神保健福祉士国家試験委員 ほか（略歴）1970年東京生まれ。淑徳大学社会福祉学部卒業、淑徳大学大学院社会福祉学研究科修士課程修了後、イギリス・ブリストル大学大学院に留学。現在は大学で教鞭をとるかたわら、福祉サービス利用者の権利擁護に関する研究及び実践に力を注ぎ、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援、「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」策定にも関わっていらっしゃいます。

◆内容 ※変更する場合があります。適宜休憩を入れます。

10:00～10:05 開会オリエンテーション

10:05～12:00 講義「相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に求められる意思決定支援の取組み」淑徳大学副学長 鈴木敏彦氏

12:00～13:00 休憩

13:00～15:45 実践報告及び演習（個人ワークとグループ）

15:45～16:30 まとめ

◆定員 100名（相談支援専門員等50名／サビ管・児発管等50名）

◆対象者 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

愛知県内の市区町村職員、地域アドバイザー、基幹相談支援センター職員、相談支援事業所職員、障害者の相談支援に従事している方、障害者の意思決定支援に関心のある方

◆参加×切 令和5年10月27日（金）【参加費無料】

◆申込方法 裏面の参加申込書に必要事項を記載の上、ASK事務局宛にファックスにてお申し込みください。お申し込みいただいた方には、11月3日（金・祝）までにファックスにて参加可否をお伝えします。また、参加可能の方には受講証をお送りします。**受講証がないと受講できません。**参加可否及び受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。

※裏面もご覧ください

【参加にあたってのご注意】※以下をよくお読みになって了解いただいた方のみ申し込んでください。

- ①本研修は講義だけではなく演習も実施しますので、参加者の積極的な関わりが必要となります。その点をご了解いただいた上でご参加ください。
- ②研修当日、発熱やせき、倦怠感など体調不良のときは無理をせず出席はお控えください。
- ③受付に非接触型体温計、手指用消毒液（アルコール含有及びアルコールフリー）、マスク用対抗菌スプレー（アルコールフリー）、ウエットシート（アルコール含有及び対抗菌アルコールフリー）を備えますので適宜お使いください。
- ④感染症に係る案件で愛知県等行政機関から要請があったときには、参加者の氏名、住所等の情報を提供します。
- ⑤本研修全日程修了者には、愛知県知事より修了証を交付します。ただし、当該修了証は相談支援専門員の資格要件には該当しませんのでご注意ください。
- ⑥講義・シンポジウム・演習などの撮影、録画、録音はできません。
- ⑦参加にあたり受講証が必要です。受講証はFAXにてお送りしますが、届かない場合は通信事故が考えられますので、ASK事務局までお知らせください。なお、受講証を送信したときは当協会ブログ<http://askyoukai.seesaa.net/>にてお知らせします。
- ⑧開催当日の午前7時現在愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令されているときや自然災害などにより公共交通機関が計画運休するときなどは中止します。また、愛知県内にJアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル攻撃等の警報が放送されたときや新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態宣言が発出されたときも、中止（延期）します。中止する場合は、気象警報については「当日午前7時15分まで」に、Jアラート警報や非常事態宣言発出のときは「随時」ブログ<http://askyoukai.seesaa.net/>にてお知らせします。

◆問い合わせ ASK事務局 ファクス：050-3101-5909 Eメール：askyoukai@yahoo.co.jp
※専従の事務局員を配置していませんので、ファクス、メールによりお問合せください。

※送付状不要 FAX番号：050-3101-5909

参加申込書 切：令和5年10月27日（金）

愛知県専門コース別研修事業【意思決定支援コース】

令和5年11月11日（土）開催

ふりがな 名前	※受講証及び修了証に記載するため大きく、わかりやすく記入してください。		
勤務先名		電話番号	
受講証送付先 ファクス番号	※ファクスが使用できないときは郵送しますので、郵便番号・住所を記してください。		
勤務先住所	愛知県	市・区・町・村 ★市区町村のみ記載してください。名古屋市の場合は区名をお知らせください。	
職種 ※該当職種 を○で囲んで ください。	相談支援専門員 ・ サービス管理責任者 ・ 児童発達支援管理責任者 市区町村職員 ・ 地域アドバイザー ・ 基幹相談支援センター職員 ・ 相談支援事業所職員 その他（ ）※具体的に記してください		
連絡事項（受講あたって配慮すべき点などを記入してください）			
受講申込にあたって【ご注意】を読み、その内容についてすべて同意しますか。同意される方は記入年月日と氏名（自著）を下欄に記して下さい。（記載がないときは受講できません）			
私は【ご注意】に示された①～⑧について内容をよく読み確認しました。 令和 年 月 日 氏名 (自著)			

受講証がないと受講できません。11月3日（金・祝）までに受講証をお送りします。参加可否及び受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。

※受講証送付完了時には当協会ブログ<http://askyoukai.seesaa.net/>においてお知らせします。

FAX番号：050-3101-5909